

机上検査範囲の拡大について

各消防用設備業者の皆様へ

令和2年度から、消防用設備等の取替え及び移設等の一部の工事について、机上検査として現地での消防検査を省略し書面等による消防検査を行ってきましたが、この度対象となる工事の範囲を拡大しましたのでお知らせします。

従前のおり、机上検査の場合でも、消防用設備等検査済証の取扱いは変更ありません。

対象となる工事等の詳細については [「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について（通知）」](#)（令和5年3月30日付 消防予第196号・消防危第68号消防庁予防課長・消防庁危険物保安室長通知） のとおりです。

実際の検査については管轄署所の判断により、現地での検査を行う場合がありますので、検査方法について設置届出書の届出前に管轄署所と事前に協議・確認されるようお願いいたします。

お問い合わせ先

消防本部予防課

TEL 0178-44-2133

FAX 0178-44-1196